給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１号

福岡市博多区諸岡２丁目11番12―503号

再生債務者　赤井　　博

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年４月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年４月22日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再ロ）第１号

鹿児島県鹿児島市武岡４丁目１番14号

再生債務者　東　　重久

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年４月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年４月24日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２６年（再ロ）第４７号

大阪市住吉区山之内５丁目２番２号

再生債務者　山崎　吉春

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年４月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年４月24日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第４号

和歌山県岩出市安上523番地の45

再生債務者　久原　克彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年４月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年４月27日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（再ロ）第３号

和歌山県紀の川市貴志川町国主124番地18

再生債務者　新家　敏宏

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年４月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年４月27日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

厚生労働省共済組合定款の一部変更について

厚生労働省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。

平成 27 年 3 月 31 日

厚生労働省共済組合代表者

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第13条第１号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第２条第２項」を「第２条第４項」に改める。

第32条第１項の表中「$\frac{5.89}{1,000}$」を「$\frac{5.31}{1,000}$」に、「$\frac{43.05}{1,000}$」を「$\frac{42.96}{1,000}$」に、「$\frac{47.95}{1,000}$」を「$\frac{48.04}{1,000}$」に、「$\frac{11.78}{1,000}$」を「$\frac{10.62}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{5.89}{1,000}$」を「$\frac{5.31}{1,000}$」に、「$\frac{47.95}{1,000}$」を「$\frac{48.04}{1,000}$」に改める。

別表中「独立行政法人医薬基盤研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改め、

国立健康・栄養研究所支部	国立健康・栄養研究所理事長	独立行政法人国立健康・栄養研究所	東京都新宿区戸山 独立行政法人国立健康・栄養研究所内

を削る。

附　則

1　この変更は、平成27年４月１日から施行する。

2　変更後の第32条第１項及び第２項の規定は、平成27年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.takara-motors.co.jp/about/koukoku.html

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年二月十三日

掲載頁　二一二頁（号外第三十二号）

平成二十七年五月十一日

東京都新宿区四谷四丁目二五番一三号

（甲）宝自動車交通株式会社

代表取締役　岡田　　佑

東京都新宿区四谷四丁目二五番一三号

（乙）株式会社タカラ・エージェンシー

代表取締役　岡田　　佑

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月十五日

掲載頁　二十六頁（号外第一五八号）

平成二十七年五月十一日

長野県東御市滋野乙二一八二番地三

（甲）株式会社ﾐﾏｷｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ

代表取締役　小林　久之

東京都八王子市万町一番地三

（乙）株式会社ウイズテック

代表取締役　杉本　義郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の旅行事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年七月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十七年四月二十八日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年四月十七日

掲載頁　四十四頁（号外第八十九号）

平成二十七年五月十一日

石川県金沢市浅野本町二一五〇番地

（甲）株式会社富士交通トラベル

代表取締役　岩田　　修

石川県金沢市浅野本町二一五〇番地

（乙）株式会社富士トラベル

代表取締役　米田　　満

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の顧客向けアプリケーション開発事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年六月二十六日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.pfu.fujitsu.com/ir/

（乙）http://www.pfu.fujitsu.com/ir/group/PAL/

平成二十七年五月十一日

石川県かほく市宇野気ヌ九八番地の二

（甲）株式会社ＰＦＵ

代表取締役　長谷川　清

神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目四番五号

（乙）ＰＦＵアプリケーションズ株式会社

代表取締役　熊木　伸之